

(おしらせ)

平成28年4月1日
京都市交通局企画総務部財務課

公共工事に係る入札における市内本店要件の取扱いについて

公共工事（工事関連の業務委託を含む。）に係る入札において、本市外から本市内に本店を移転された事業者は、本市内に本店を有することを参加要件とする入札には、本市内に本店を移転した日の属する年度の翌々年度から参加できることとします。

この取扱いは、平成28年4月1日から適用します。

なお、経過措置として、平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に実施する入札においては、移転した日の属する年度の翌年度から参加できることとします。